

災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と喜多機械産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉野川市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害時」という。）が発生したとき又は発生するおそれがあるときにおいて、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル資機材等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において保有物品等を要する時は、乙に対し保有物品等の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有物品等の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、前項の協力の的確に対応するため、保有物品等の提供可能な体制を可能な限り保持するものとする。

3 乙は、前項の協力の的確に対応するため、保有物品等の提供を最寄りの営業所から順に調達するものとする。

4 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（保有物品等の種類）

第4条 乙が提供する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 乙が保有するレンタル資機材等

（2） その他甲が必要な物品等

（保有物品等の引渡し）

第5条 保有物品等の引渡し場所は、甲及び乙が協議の上、決定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、保有物品等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（資料の交換及び情報交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料、その他必要と認める資料を適宜交換するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した保有物品等の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。

2 保有物品等の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な市場価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、この協定による活動上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、保有数の確認のため、保有物品等の品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（協議事項）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議し定めるものとする。

（その他）

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

2 乙は、吉野川市内に開設する技能講習施設が市民に長く親しまれるよう、建設資機材等を活用したイベント等の開催に努めるものとする。

3 甲は、災害時に提供を受ける機械の使用における資格取得者の確保に努めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙からの申出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月17日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長

原井 敬

乙 徳島県徳島市庄町三丁目16番地
喜多機械産業株式会社
代表取締役社長

喜多 真一